

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第四十三号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十八の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同表の五十九の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同表の六十の項及び六十一の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改め、同表の六十二の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同表の六十三の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同表の六十四の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、同表の八十八の二の項及び八十八の三の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同表の八十九の項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の八十八の二の項、八十八の三の項及び八十九の項の改正規定は、令和二年九月一日から施行する。